

事 務 連 絡

平成16年1月7日

各 都道府県介護保険主管課（室） 殿

厚生労働省老健局振興課

介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて

標記については、「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号国税庁課税部長あて厚生省老人保険福祉局長照会）及びそれに対する国税庁課税部長回答（平成12年6月8日課所4-10）によって取り扱われてきたところです。

今般、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）の一部が改正され（平成15年厚生労働省告示第50号）、平成15年4月1日から適用されることとなったところですが、別表指定居宅サービス介護給付費単位数表1訪問介護費口に掲げる「家事援助が中心である場合」は、「生活援助が中心である場合」に名称が変更されたことなどから、同日以降の介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて、別添のとおり、厚生労働省老健局長と国税庁課税部長との間で、照会及びそれに対する回答がありましたので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等にその周知徹底を図っていただくよう、よろしく願いいたします。

【照会先】

厚生労働省老健局振興課法令係

03（5253）1111（内線3937）